

令和2年有田市議会3月定例会

議事日程（第5号）

令和2年3月25日 午前10時開議

- | | | |
|-------|-----------------------|--|
| 日程 1 | 議案第2号 | 職員のサービスの宣誓に関する条例及び有田市非常勤委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する等の条例 |
| 日程 2 | 議案第3号 | 有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程 3 | 議案第4号 | 有田市監査委員条例等の一部を改正する条例 |
| 日程 4 | 議案第5号 | 有田市立小学校、中学校設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程 5 | 議案第6号 | 有田市印鑑条例の一部を改正する条例 |
| 日程 6 | 議案第7号 | 有田市改良住宅管理条例及び有田市営住宅管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程 7 | 議案第8号 | 有田市通所支援事業所条例を廃止する条例 |
| 日程 8 | 議案第9号 | 有田市水泳場整備基金条例を廃止する条例 |
| 日程 9 | 議案第10号 | 有田市長期総合計画条例 |
| 日程 10 | 議案第13号 | 令和2年度有田市一般会計予算 |
| 日程 11 | 議案第14号 | 令和2年度有田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程 12 | 議案第15号 | 令和2年度有田市初島財産区特別会計予算 |
| 日程 13 | 議案第16号 | 令和2年度有田市漁業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程 14 | 議案第17号 | 令和2年度有田市介護保険特別会計予算 |
| 日程 15 | 議案第18号 | 令和2年度有田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程 16 | 議案第19号 | 令和2年度有田市上水道事業会計予算 |
| 日程 17 | 議案第20号 | 令和2年度有田市立病院事業会計予算 |
| 日程 18 | 請願第1号 | 有田地域の医療の充実を求める請願書 |
| 日程 19 | 議案第22号 | 有田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程 20 | 意見書案第1号 | 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書の提出について |
| 日程 21 | 意見書案第2号 | 有田地域の医療の充実を求める意見書の提出について |
| 日程 22 | 議員派遣の件について | |
| 日程 23 | 各委員会の閉会中の継続審査及び調査について | |

会議に付した事件

- | | | |
|-------|-------------------------|--|
| 日程 1 | 議案第2号 | 職員のサービスの宣誓に関する条例及び有田市非常勤委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する等の条例から |
| 日程 23 | 各委員会の閉会中の継続審査及び調査についてまで | |

出席議員 15名

1番	中西登志明	2番	上野山善久
3番	成川満	4番	小西敬民
5番	上山寿示	6番	池田敦城
7番	岡田行弘	8番	児嶋清秋
9番	中谷桂三	10番	堀川明
11番	生駒三雄	12番	宇野博治
13番	福永広次	14番	西口正助
15番	浜口元司		

欠席議員 0名

議事説明員

市長	望月良男	副市長	田代利彦
教育長	田中政彦	経営管理部長	嶋田博之
経営管理部参事	喜多俊充	市民福祉部長	宮崎三穂子
経済建設部長	河野孝司	経済建設部理事	成田裕幸
水道事務所長	江川敦夫	教育次長	谷輪吉伸
消防長	田邊隆義	病院事務長	神保佳紀
経営企画課長	大松満至	防災安全課長	上田敏寛
総務課長	御前一晃	市民課長	馬倉三喜
生活環境課長	石井哲也	福祉課長	松村尚彦
健康課長	山崎希恵	高齢介護課長	若松伸行
産業振興課長	鎌田利宏	有田みかん課長	大浦秀和
地籍調査課長	栗山京三	建設課主幹	泉泰朗
水道課長	北野宏幸	会計管理者	森川直子
教育総務課長	伊藤正人	生涯学習課長	嶋田実明
消防本部次長	梅本敦夫	庶務課長	石井絹代

議会事務局職員

局長	田中聡	次長	福永康一
書記	大谷真也		

午前10時00分 開議

○議長（生駒三雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

○議会事務局長（田中 聡君） 報告いたします。

3月25日付をもって、堀川明議員外1名の方から、意見書案第1号、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書の提出についてが、また、同日付をもって、上山寿示議員外1名の方から、意見書案第2号、有田地域の医療の充実を求める意見書の提出についてがそれぞれ提出されました。

お手元へ配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（生駒三雄君） 諸般の報告は終わりました。

これより日程に入ります。

日程1、議案第2号から日程18、請願第1号までの議案17件、請願1件を一括議題とし、各委員長から審査の結果について、順次報告を願うことにいたします。

まず、総務建設委員会委員長西口正助君。

○総務建設委員会委員長（西口正助君） 総務建設委員会から報告いたします。

本議会において、当委員会に付託されました案件について、3月10日、当局の出席を求め、委員会を開催いたします。

慎重審査の結果、議案第2号、議案第4号、議案第7号及び議案第10号につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たっては、多岐にわたる質疑応答がなされましたが、議案第7号、有田市改良住宅管理条例及び有田市営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、連帯保証人を緊急連絡人にかえることにより、債務保証ができないのではないかと。連帯保証人というのは、債務保証の観点からいえば、非常に有効な手段であり、入居時における保険の役割も果たしていると思われる。社会通念上、連帯保証人は必要ではないだろうか。最低限の保証がない緊急連絡人により、きちんと債務を負えないような状況はいかがなものか、との意見がありましたことを申し添えておきます。

以上で、総務建設委員会からの報告を終わります。

○議長（生駒三雄君） 委員長の報告は終わりました。

委員長に対する質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員会委員長上山寿示君。

○文教厚生委員会委員長（上山寿示君） 文教厚生委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました案件について、3月11日、当局の出席を求め、委員会を開催

いたしました。

慎重審査の結果、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第8号及び議案第9号につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第5号、有田市立小学校、中学校設置及び管理条例の一部を改正する条例について、中学校の統合については、建設予定地の借地の問題、通学路の問題など、保護者及び地域の方に納得のいく説明がまだ不十分で、不安や反対意見も多く見受けられる。

統合に向けて、みんなが一丸となって進んでいくためにも、一日も早く、保護者及び地域の方の御理解を得られるよう、丁寧な説明及び対応をお願いしておきます。

次に、請願第1号、有田地域の医療の充実を求める請願書については、採択すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会からの報告を終わります。

○議長（生駒三雄君） 委員長の報告は終わりました。

委員長に対する質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、予算決算委員会委員長福永広次君。

○予算決算委員会委員長（福永広次君） 予算決算委員会から報告いたします。

去る3月6日の本会議において、当委員会に付託されました案件につきまして、3月12日、13日及び16日の3日間にわたり、当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号及び議案第20号につきましては、いずれも原案のとおり、可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たっては、多岐にわたる質疑応答がなされましたが、次の意見につきまして、改めて申し上げます。

まず、議案第13号、令和2年度有田市一般会計予算。

歳出の部、第2款総務費に関して、庁舎長寿命化改修工事に当たっては、有事の際における対策本部となるべき建物であることを踏まえ、十分な検証とともに、綿密な計画のもと、進めていただきたいとの意見がありました。

次に、第3款民生費、保育所適正配置の検討に関して、保育所の再編に当たっては、地域の皆様とともに、十分な協議の上、進められて行くこととは思いますが、跡地の有効利用を含め、丁寧な取り組みをお願いしたいとの意見がありました。

次に、第6款商工水産費、漁港の管理に関して、ごみ処理等、環境の整備に当たっては、有田箕島漁業協同組合と十分な協議を行うとともに、漁港進入路へ監視カメラを設置するなど、効率的な対策を施すことにより、再発防止に努めるべきであるとの意見がありました。

次に、第7款土木費、市営住宅の管理に関して、市営住宅は築年数も長く、建物本体に係る耐久年数等の問題があると思われま。住宅環境の改善のためにも、抜本的な施策を

考えるべきではないかとの意見がありました。

次に、第9款教育費、文教施設借地料に関して、箕島中学校につきましては、借地部分の購入交渉を行っているとのことですが、他の学校につきましても、購入交渉を行うとともに、借地料の引き下げ交渉にも取り組むべきであるとの意見がありました。

次に、同じく第9款教育費、市民体育館空調整備に関して、今回の整備は、災害時における避難所としての観点も含めたものであると思われませんが、今後のランニングコストを精査され、受益者負担の原則から、使用料の見直しを含めた管理計画を策定しておくべきではないかとの意見がありました。

次に、同じく第9款教育費、市民水泳場指定管理に関して、今後、施設の維持管理には細心の注意を払っていただき、将来の財政負担となることのないよう、お願いいたしたいとの意見がありました。

次に、議案第16号、令和2年度有田市漁業集落排水事業特別会計予算に関して、地域におきましても、過疎化が進み、人口減少が避けられない状態であると思われまます。また、時代はどんどん進んでいくことから、将来を見据え、今後のことをよく考えていただき、いろいろな角度から検討を始めることも必要ではないかとの意見がありました。

最後に、議案第20号、令和2年度有田市立病院事業会計予算に関して、新しい医師を迎えた場合、事前に医師と十分なコミュニケーションを図っていただき、受診される方の立場に立った診療を提供できるような取り組みをお願いいたしたいとの意見がありました。

以上の意見がありましたことを申し添えるとともに、委員会で指摘されました、その他の事項につきましても、十分に精査され、施策に反映されることを期待して、予算決算委員会からの報告を終わります。

○議長（生駒三雄君） 以上をもって各委員長の報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより各案件の審議に入ります。

まず、日程1、議案第2号であります。

これより議案第2号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程2、議案第3号であります。

これより議案第3号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程3、議案第4号であります。

これより議案第4号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程4、議案第5号であります。

これより議案第5号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程5、議案第6号であります。

これより議案第6号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程6、議案第7号であります。

これより議案第7号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程7、議案第8号であります。

これより議案第8号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程8、議案第9号であります。

これより議案第9号を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程9、議案第10号であります。
これより議案第10号を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程10、議案第13号であります。
これより議案第13号を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 起立多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、日程11、議案第14号であります。
これより議案第14号を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、日程12、議案第15号であります。
これより議案第15号を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、日程13、議案第16号であります。
これより議案第16号を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、日程14、議案第17号であります。

これより議案第17号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 起立多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程15、議案第18号であります。

これより議案第18号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 起立多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、日程16、議案第19号であります。

これより議案第19号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程17、議案第20号であります。

これより議案第20号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、日程18、請願第1号であります。

これより請願第1号を起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

本請願は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、請願第1号は採択することに決しました。

次に、日程19、議案第22号、有田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより議案第22号を起立により採決いたします。

本案について賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、日程20、意見書案第1号、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書の提出について、及び日程21、意見書案第2号、有田地域の医療の充実を求める意見書の提出についての意見書案2件を一括議題とし、提出者の提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号について、10番堀川明君。

○10番（堀川 明君） 意見書案第1号、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書であり、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣及び防災担当大臣宛て意見書を提出しようとするものであります。

文案はお手元に配付のとおりであります。

議員各位におかれましては、御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（生駒三雄君） 次に、意見書案第2号について、5番上山寿示君。

○5番（上山寿示君） 意見書案第2号、有田地域の医療の充実を求める意見書について、提案理由の説明を行います。

今月末をもって、有田市立病院の産科医が退職し、常勤の産科医が再び不在となります。産科に限らず、有田圏域の中核病院として、その役割を担っている有田市立病院の充実のため、医師確保や施設充実は、地域医療を支える上で、不可欠なことであります。

先日、厚生労働省は、全国の公的病院のうち、過剰とされる病床数の削減を踏まえた議論の促進を視野に入れ、424病院に統廃合を含め再編の検討を求めるため、病院名を公表しました。

その中に有田圏域の病院は含まれていませんが、和歌山県は第7次和歌山県保健医療計画で、県下各圏域において、基準となる必要病床数を示しており、軒並み削減となっております。

自分が住んでいる地域で、安心して子を産み、育て、また救急のときも安心して、高度な医療が受けられる環境にあってほしいと切望しています。

そこで、有田圏域における地域医療構想調整会議においては、広域における地域医療体制の確立に向けた協議をより一層強化することを求めます。

医療崩壊をも招きかねない有田圏域内の病床の削減、また高度急性期機能病院のない当圏域の住民は不安を感じており、救急のときも安心して受診、入院ができる総合病院を望んでいます。

加えて、現状、有田市立病院に不足する医師派遣も県に求めるため、地方自治法第99条

の規定により意見書を提出しようとするものであります。

文案は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（生駒三雄君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、意見書案第1号について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。

次に、意見書案第2号について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

意見書案第1号及び意見書案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号及び意見書案第2号については、委員会の付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

これより討論に入ります。

まず、意見書案第1号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 討論なしと認めます。

次に、意見書案第2号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第1号を起立により採決いたします。

意見書案第1号について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号を起立により採決いたします。

意見書案第2号について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程22、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件については、会議規則第167条第1項及び第2項の規定により、お手元へ配付のお

り、議員を派遣することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決しました。お諮りいたします。

ただいま議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については、議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 異議なしと認めます。よって、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については、議長に委任されました。

次に、日程23、各委員会の閉会中の継続審査及び調査についてであります。

各委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元へ配付の申出書のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査をしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

次に、このたび本年度末をもって退職されます消防長田邊隆義君、消防本部次長梅本敦夫君外21名の方々に対しましては、高いところからではありますが、一言感謝と御礼の言葉を申し上げたいと思います。

皆様方には、本当に長い間、有田市職員として市民の福祉向上のために貢献され、率先して本市行政の発展に御尽力をいただきましたこと、まことにありがとうございます。今後は、皆様の跡を継いで任に当たられる後輩職員に対し、末永く御指導いただくよう、市勢発展に対しまして格段の御尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

終わりにになりましたが、これまでの行政経験を生かし、新たな分野で、また地域社会の中核になって御活躍いただきますよう御期待申し上げます。

重ねて、皆様方の御健勝、御多幸を御祈念申し上げまして、送別の言葉といたしたいと思います。どうも御苦労さまでございました。

これにて今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、会議規則第8条の規定により、本日の会議を閉じ、令和2年有田市議会3月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前10時39分 閉会